

近代教育とジェンダー ——幼児教育における教育者養成システムの歴史から

小玉 亮子

1 はじめに

女性が男性よりも低いものとみなされるとしても、女性は、母性、無垢、優しさ、性的魅力等々といった価値によってまじめに理想化され神話化される——もしかすると意味のない神殿かもしれないが、それでもやはりともかく神殿なのだ⁽¹⁾。

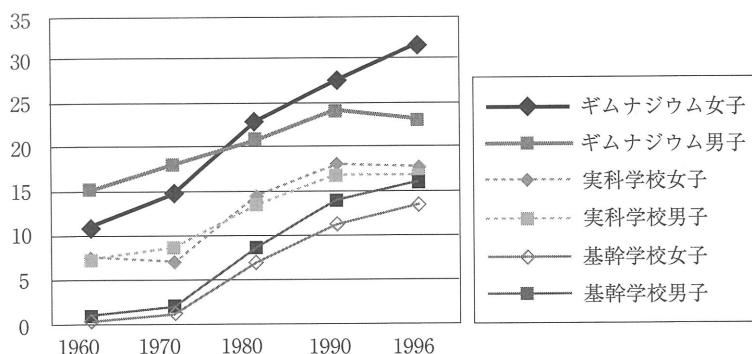
女性がどのようにして、理想化、神話化されるようになったのか。この問題は歴史をジェンダーから見ようとする試みのなかで、繰り返し論じられてきた問題である。理想化された物語の中で、母性や優しさといったものは、とくに、子どもという存在を想定するときに、揺るぎない価値をもってきた。そういう議論を担ってきた領域の1つが、教育という領域である。教育という領域は、母性や優しさという女性の神話化の装置を駆使しながら、近代教育の理念とシステムをつくりあげてきたといってもいいのではないか。そういった女性の神話化のプロセスを教育の歴史のなかで押さえておきたい、というのが、本報告の主題である。

女性の神話化のプロセス、すなわち、近代教育の歴史における女性に関する議論を追う前に、まずは、教育の現状についてみておきたい。というのも、実は、教育における女性の不利益はかなり解消されている状況があるともいわれるようになってきているからである。

例えば、女子学生の進学率をみてみよう。これまで、教育における男女平等を求める動きは、女子学生に大学への門戸を開けるように求める運動に象徴されるように、より高等レベルの教育における女性の不利益の撤廃を求めることを、最も重要な課題の1つとしてきた。

(1) Erving Goffman, *Interaktion und Geschlecht*, Frankfurt/Main, 1994, S. 119. このゴフマンの指摘から、教育学者ファウルシュティヒ＝ヴィーラントは、この神殿によって、ジェンダー・ヒエラルヒーが広範囲に確保されることになると論じている。Hannelore Faulstich-Wieland, *Geschlecht und Erziehung: Grundlage des pädagogischen Umgangs mit Mädchen und Jungen*, Darmstadt, 1995 (池谷寿夫監訳『ジェンダーと教育』(青木書店, 2004年), 275頁)。

図1 普通教育における16歳生徒男女比の変化 (1960-1996年)



出典 ファウレンシュティ=ヴィーラント『ジェンダーと教育』, 262頁より作成。

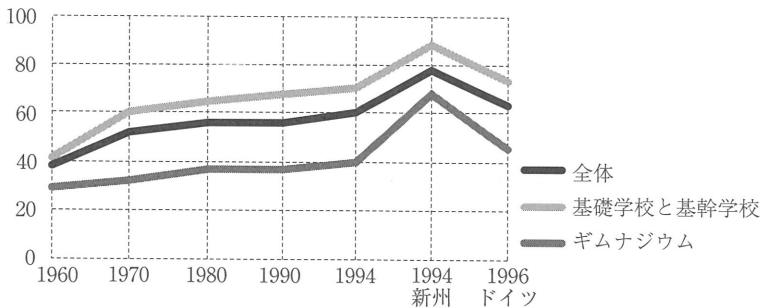
ところが、図1にみられるように、ドイツでは全体的に中等学校への進学率が上昇しているなかで、特徴的なのは、女子のギムナジウムへの進学率が著しく上昇しており、他方、男子のギムナジウム進学率は減少している点である。すでに、1970年代には、ギムナジウムへの進学率における男女比をみると女子が男子を追い越して、現在では、男子生徒の減少が目立つようになっている。将来のエリート養成ともいえるギムナジウムで女子学生の進学が増加する一方で、基幹労働者養成コースともいえる基幹学校では男子生徒の進学が女子を上回っている。

このことは、すでに、教育において、男女の非対称的関係が、必ずしも女子の不利ということにつながっていないのではないか、という推測を可能にするものである。実際、まじめな子どもに女の子が多いということはよく言われることであるし、元気のいい女の子、頼りない男の子といったような、一見女性が活躍しているかのような言説は多く流布している。しかしながら、他方で、図2のように、女性教員の比率をみると、そうとばかりはいえない現状があることが分かる。

旧東ドイツ地域で女性教員割合が多かったこともあって、統一後、教員に占める女性教員割合は高いものとなっているが、注目すべきは、ギムナジウムの教員になる女性の割合はやはりまだまだ低いという点である。成績や試験によって進学が決まる学生たちとは異なり、教員の世界では、依然として、エリート養成の学校の教員に女性教員が少なく、基礎学校や基幹学校で女性教員が多いことを確認することができる⁽²⁾。

(2) 高木浩子「女性と教育」天野正治・結城忠・別府昭郎編『ドイツの教育』(東信堂、1998年)、222頁。

図2 女性教員の比率（1960-1996年）



出典 ファウレンシュティ=ヴィーラント『ジェンダーと教育』, 269頁。

日本の小学校に対応する基礎学校において、女性教員が多いということは、日本と事情がまったく同じであるといっている。このことは、ただ単に教育レベルが初等ないしは初等に近い学校段階で女性教員が多い、という事実が確認できるということなのか、それともより年少期の教育者には女性がふさわしい、という説明がこれに適切なのだろうか。いずれにせよ、これらがジェンダーの非対称性をあらわしていることはまちがいない。

女子学生たちの活躍にもかかわらず、現状において教育におけるジェンダーの非対称性が、解消した、ないしは逆転した、というのはまだ早いし、それほど簡単に解消しない女性についての神話は、教育のなかでなお、生き続けているのではないだろうか。

2 女子向け「一般教育」の登場

そもそも、女性に教育が必要であるという議論はいつごろからなされるようになってきたのか。これについて、従来のドイツ教育史の通説においては、カンペラ汎愛派の18世紀の女子教育論がその嚆矢となってきたと説明されてきた。それ以前は、女性は、現在私たちが考えるような教育の対象でもないし、教育が必要であるとも考えられてこなかった、といっても過言ではないだろう⁽³⁾。

現在の学校教育で共通になされるような教育を一般教育とよんで、職業教育と区別するならば、ここでいう一般教育をドイツにおいて明確に女性にもとめたものとして注目されてきたのが、1819年にプロイセンで発表された「ジューフェルン法案」と呼ばれる教育法案である。

(3) 小玉亮子「教育とジェンダー」宮澤康人編『教育文化論』（日本放送出版協会、2002年）、197-207頁。

女性に必要な一般教育のために別個の教育施設ができるだけ創設されるべきである。これは、その内部活動の中においては一般基礎学校と対等であり、また、上級階梯においては一般都市学校と対等である。ただ、女子学校にあっては、女性たることがそれを要求するような、異なった扱いと、そして、当然ちがっていなければならない諸教科における、女性にふさわしい教授形態とが導入されなければならない⁽⁴⁾。

ここで、女子の教育施設が男子むけの一般の学校と対等であるべきだという指摘は、重要であるが、それ以上に、注目されるのは、「女性にふさわしい」教育方法がとられるべきであるという主張ではないだろうか。

19世紀において、女子教育施設としては、社交界むきのフランス式の教育施設や、私学校、また、公立高等女子学校等があり、それらは、19世紀をつうじて増加していったのであるが、その内容は、いずれも「女性にふさわしい」ものであるべきとされた。それでは、「女性にふさわしい」とはどういうことなのか。次の文章はそれを表すものとして興味深い。

ドイツの男性が、その妻の視野の狭さと、心情の狭さによって、家庭の炉辺で退屈にさせられたり、より高級な関心ごとに没頭するさいに、その活動力を奪われたりすることのないように⁽⁵⁾

これは1872年高等女子学校教員集会での記録であるが、当時の女性に求められる一般教育の位置づけを分かりやすくのべた例といっていだろう。ここでは、家族の中の男女の非対称的関係が想定され、それに見合った一般教育が求められている。こういった、一般教育を求める動きは19世紀にますます拡大していき、1889年には、中等教育において女子のための「実科コース」が設定され、それが、1893年には、大学進学を視野にいれたギムナジウム・コースへと発展することになる。そして、1894年高等女子学校に関する規程（プロイセン）が整備され、1908年の高等女子学校規程のなかで、大学への道が開かれることになる。

このように女子教育の高度化は19世紀を通じて進められ、大学への道が開かれることになるが、この時期において、家庭という私的世界の中の男女の関係のみを想定したものではなく、むしろ、公的世界での女性の役割を念頭ににおいた女子高等教育が構想されることになる。その目的は以下の文章に象徴されるものであった。

(4) 志村鏡一郎「女子中等学校の成立 ドイツ」梅根悟監修『女子教育史』世界教育史体系34（講談社、1977年）、167頁。太字は、引用者による。

(5) 志村「女子中等学校の成立」、170頁。

わが文化の急速な発展と、それと共に生じた、現代の社会事情・生産事情・教育事情の変転は、まさに中流および上流階級において、数多くの少女たちが生活へのそなえのないままにおかれるという状況、社会全体にとって貴重な、婦人の能力の多くがもちいられないままにあるという状況を必然的に作り出した。男性人口に対する女性人口の過剰と、上流階層における独身男性の増大は、知識階級の少女たちの、かなり大きなパーセンテージをして、彼女たちに自然な、妻および母としての天職を断念させずにはおかない。彼女たちには彼女たちの教育にふさわしい職業への道が、切りひらかれるべきである。それは、大抵の少女たちのばあい、生活費を得るのに必要な手段を獲得するためでもあって、単に、高等女教員というしごとにだけでなく、その他の大学での勉学に根拠をおく、一生を通じての職務のなかにも、求められるべきだ⁽⁶⁾。

すなわち、女性にとっての天職は、「自然な、妻および母」⁽⁷⁾であるが、それがかなわない女性たちもふえてきているので、そういった女性、とくに中上層階層のプライドのある女性たちが自立できるようにしなくてはならない。そのために、勉学に根拠をおくステータスの高い職に就けさせるために、大学への進学を認める必要がある、というものである。一般教育が求められる背景にも、高等教育への道が開かれる背景にも、常に、「女性にふさわしい」、あるいは「女性の天職」といった概念があり、また、それを理由として、女子教育の改革が進められてきたことを確認することができるのではないだろうか。

3 女子向け「職業教育」の展開——就学前教育の教育者養成の歴史から

プライドのある上層の女性のために提供され、19世紀のドイツで重要な役割をはたしたものととして2つの職業分野が注目される。1つは現在ドイツにおいて社会福祉専門職⁽⁸⁾と位置づけられている Sozialarbeiter と呼ばれるいわゆる ソーシャルワーカー職⁽⁹⁾と、もう1つが、Sozialpädagoge といわれるジャンルに含まれる幼稚

(6) 志村「女子中等学校の成立」、175頁。なお、太字は、引用者による。

(7) 母性が女性の天職であるとされたことを歴史的に明らかにした重要な研究として、Ch. Sachße, *Mütterlichkeit als Beruf*, Frankfurt/Main, 1986 がある。また、これ以降の研究をまとめたものとして、Elke Kleinau, “Bildungshistorische Zugänge der Frauen- und Geschlechterforschung“, in: E. Glaser/ D. Klika/ A. Prengel (Hrsg.), *Handbuch Gender und Erziehungswissenschaft*, Bad Heilbrunn, 2004, S. 295-296。

(8) 現在の就学前教育の教育者養成に関しては、吉岡真佐樹「ドイツにおける教育福祉専門職養成の拡大と分化」『京都府立大学学術報告 人文・社会』50 (1998年), 97-119頁他を参照のこと。

(9) ドイツのソーシャルワーカー職とジェンダーの問題に関しては、さしあたり、岡田英己

園や保育所といった就学前教育を中心に活動する教育職である。

以下、後者の就学前教育職についての議論において、「女性の天職」がどのように形成されることになったのかみていきたい。というのも、現在の教育制度の中で、より年少の段階の学校において女性教師が多いことは指摘したが、そのような現在の状況にどのような背景があるのか、その創立の当初において、どう議論されたのか、見ておく必要があるとおもうからだ。

近代の幼児教育者・保育者養成の歴史をジェンダーの視点から概観したラーベ＝クレーベルクは、その展開を3つの段階に分けて論じている⁽¹⁰⁾。第1の段階は、19世紀前半(1836年から1852年)で、近代的幼児教育システムが形成される初期の段階である。第2の段階の20世紀初頭のヴァイマル期では、国家的養成システムが法制度上の位置づけから議論されるようになり、その結果、就学前教育は、教育制度ではなく福祉制度の中に位置づけられる。第3の段階は、1970年代以降の統一をへて今日に至るまでの議論の過程であるという。

第1の段階とされた、近代幼児教育システムの形成期において、幼児教育の教育者が、まずは、女性のための職として位置づけられてきたことを指摘することができる。幼児教育といえは、その創始者としてフレーベルが重要となるが、フレーベルが活躍していたこの同時代に、幼児教育施設を構想したフリートナーがいた。彼が、幼児教育の担当者に求めたのが、「母性的教育者」(mütterliche Erzieherin)であることだった。つまり、幼児教育の分野において、その当初から母性が強調され、女性の職とみなされていたのである。

これに対して、たしかに、フレーベルは、男性の幼児教育者を否定したわけではないという点において、母性のみを重視したフリートナーとは区別されるという議論⁽¹¹⁾には妥当性はあるだろう。しかしながら、彼の幼児教育者養成構想には、ジェンダーの観点から重要な点をみることができる。岩崎がまとめたフレーベルのいくつかの幼児教育者養成の構想⁽¹²⁾について、時代を追ってしてみると、

1839年 幼児指導者養成講座を受講し指導者となったものは、男性4名

1846年 幼稚園教育者養成講座では、男性2名、女性6名

1867年 養成所案において、対象は女子のみ

と変化したことがわかる。すなわち、当初、男性のみであったものが、最終的には、

子「ドイツ社会事業成立期の社会事業理論からみた優生学・優生思想の特徴——ジェンダー化された職業倫理と「家族共同体型」福祉国家思想の枠組みを通して」ドイツ研究31号(2000年)57-69頁他を参照のこと。

(10) Ursula Rabe-Kleberg, *Gender Mainstreaming und Kindergarten*, Berlin, 2003, S. 42-54.

(11) Ebenda, S. 43-44.

(12) 岩崎次男「フレーベルの幼稚園の成立と幼稚園教育者の教育」岩崎次男編『幼児保育制度の発展と保育者養成』(玉川大学出版部, 1995年), 136-137頁。

女子のみを対象とする幼児教育者養成構想へ変化したのである。このことはフレーベルが女子の専門職としての幼児教育職を確立したということもできるが、逆にいえば、男性を排除していった過程であるともいうことができるのではないだろうか⁽¹³⁾。

この背景には、フレーベルが、「婦人の生活と幼児期の保育とが全般的に再び統一され、女性の心情と子供への思慮深い世話とが再び統一的なものにならなければならない」⁽¹⁴⁾と主張したことにも明らかなように、フレーベルの教育思想において幼児期における母子の一体性が強調されていることは重要な点となろう。

フレーベルは、幼児教育施設を幼稚園 (Kindergarten) とよんだが、そのことは、そこが、学校 (Schule) ではないことを主張するものであり、自らの教育実践の場を学校ではなく、「教育的家族」(erziehende Familie) と位置づけた。すなわち、幼児教育は、家族のメタファーの下で、母性を重視する思想によってすすめられたのである。

この点を継承して、より「母性」に力点をおいた教育実践をすすめていこうとしたのが、フレーベルの継承者の1人、シュラーダー＝ブライマンで、その思想の中心には、「精神的母性」(geistige Mütterlichkeit) がある。それは、「母性的資質の発揮」という課題は男性には代替不可能なものであり、女性特有の活動分野が社会の中に存在する」⁽¹⁵⁾ということを主張するものであった。

フレーベルの後継者たちは自らの職を教育制度の中に位置づけ、国家によってオーソライズさせることを望み、それは1911年に最初の幼稚園教育者養成規程が成立することによって実現する。しかし、このことによって結果的に明確になったのは、幼児教育に関わる女性たちの差異化／分断である。というのは、この規程の成立は中上層階層の女性たちの職業的・社会的地位向上の要求の実現であったが、もともとそれは、その他のいろいろな形で存在するようになっていた「保育」関係者たちの地位向上をめざすものではなかった。むしろ、「幼稚園教師と『保母』の区別、あるいは、『保母』の地位からの『幼稚園教師』の離陸を直接の要求として提起したのである」⁽¹⁶⁾。女性の社会進出の要求は、社会における母性の意義を主張しながら、女性内部の階層化・差異化を結果的に促すことになったことは否定できない。

しかし、この幼児教育を教育制度として位置づけることでそのステイタスを高め

(13) 小玉「教育とジェンダー」、204頁。

(14) 酒井玲子「19世紀後半のベルリンにおけるフレーベル運動と保育者養成」岩崎編『幼児保育制度の発展と保育者養成』、155頁。

(15) 姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』(勁草書房、1993年)、25頁。

(16) 大崎功雄「20世紀初頭プロイセン・ドイツにおける保育者養成制度の形成過程」岩崎編『幼児保育制度の発展と保育者養成』、184頁。

ようという目論見は、1920年の学校会議での激論を経て、最終的にはヴァイマル少年福祉法の中に幼児教育を位置づけるといふ、彼らの目論見とは異なる結果に終わる。そして、これ以降、幼児教育は福祉の領域に位置づけられることになる。

ちなみに、この時期、基本権を重視したといわれるヴァイマル憲法が制定されるが、それは、「家族」と「母性」という言葉を明確に記載したいわば「画期的」な憲法ともいえるものであった。その119条において、「家族」と「男女の同権」と「母性」が一緒に記載されたが、一方で、家族に関しては、ドイツ国民の家族の意義についての道徳的教化の意図があり、他方で、「男女の同権」がめざされ、同時に「母性」の特質を保護しようとする規定が盛り込まれた⁽¹⁷⁾。相互に対立する背景を持つ集団から提起されたこれらの言葉が、それぞれの意図を十分議論しないままに一緒に記載されたことは、やはり、ヴァイマル時代を象徴しているといってもいいだろう。

女性の特質を打ち出すという戦略がいかに矛盾にみちたものであるかについては、ジェンダーに関する諸研究が明らかにしてきたところであるが、幼児教育という領域は、まさに、それを顕著に示してきたといってもいいのではないだろうか。

4 おわりに

ラーベ＝クレーベルクは、1970年以降、統一を経て今日に至る経過を近代幼児教育史における第3の段階と時期区分しているが、1970年代以降現在にいたるまでをまとめて表現することが適切かどうか、議論のわかれるところであろう。しかし、この時期が19世紀の女性に関する議論とは、異なる段階（第二波フェミニズムの時代）に入っていることを考えれば、あながちこの時期区分を否定することはできないかもしれない。70年代以降、「子ども嫌い（kinderfeindlich）の社会」から「子どもに優しい（kinderfreundlich）社会」へ⁽¹⁸⁾というスローガンがしきりに主張されたことと、この時期の新しい女性運動との関係も、必ずしも無関係ではないのではないのか。

とはいえ、家庭のあり方の変化のなかで、もはや従来のような家庭における子育てに依存できないことはあきらかであり、乳幼児の保育への積極的な改革が強力にすすめられている。また、現在、ドイツの学力低下問題が社会問題となるに従って、福祉領域に位置づけられてきた幼児教育を教育領域に位置づけようという動きが盛んになってきている。幼児教育のめぐる複雑な社会関係の変化のなかで、19世紀的

(17) 小玉亮子「ヴァイマル憲法119条の成立——国制に家族はどう位置づけられたのか」『比較家族史研究』21（2007年）。

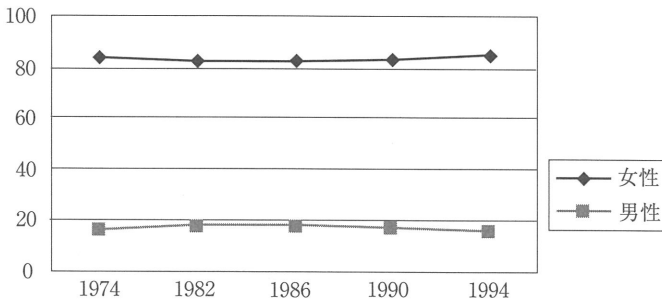
(18) 小玉亮子「フレーベルを産んだ国＝ドイツの統一後 子供敵視社会から子供に好意的な社会へ」『現代保育』40（1992年）24-27頁。

な福祉か教育か、ではなく、福祉も教育もという段階にきているといえるのかもしれない。

とはいえ、ジェンダーの問題はいまだゆるぎなく存在しているのではないかと、思わせる側面もある。現在、就学前教育の教育者たちの教育水準をいかに高めるかという議論がさかんになされているが、現在でも子どもに対応する教師は、Leher/Leherinではなく、Erzieherin/Erzieherと呼ばれる。そして、学校段階での教師が、しばしば、Leherと男性教師を指す言葉が想起されるのに対して、就学前教育においては、女性の教育者をさすErzieherinがまずは念頭に置かれている。いまでも、この女性を表す言葉が公的に使われることも少なくない。もちろん、最近では、ポリティカル・コレクトネスを意識したErzieherInという表現も使われることが多くなってきているが。

いずれにせよ、現在でも就学前教育機関で教育を担当する存在としてまず想定されているのが女性であるということ是指摘できるのではないだろうか。そしてそれは、実数としても確認できるのである。

図3 児童青少年援助関係職員の男女差の変化



出典：吉岡『ドイツにおける教育福祉専門職養成』, 110頁より作成。

図3は、必ずしも、幼児教育の教育者のみではなく、いわゆる社会教育関連の教育者たちも含まれている。にもかかわらず、8割以上を女性が占め、しかも、その男女比は縮まる気配もない。近代教育が作り上げたジェンダーシステムは、いまだ、根強く生きつづけているといわざるを得ないのではないだろうか。

(こだま りょうこ・お茶の水女子大学)